

## 健康上の渡航可否判定について

気候・風土が日本とは大きく異なる、医療事情も良好とはいえない開発途上国で国際協力に従事していただくためには、心身の健康が最も重要です。

そのため、JICA では、採用後、赴任される方々が健康を害することなく生活し、任務を遂行できる状態であるか健康上の観点から赴任の可否を判定しています。

この判定は、単に検査結果・既往症のみでなく、年齢、渡航される国の医療事情や生活環境等も加味して総合的に判定しますので、一般の医療機関による日本国内での通常生活のための健康上の判定とは異なる場合もしばしばあります。

自覚症状の有無に関わらず、重大な病気に罹患していないか、赴任中に重篤化する可能性はないか、また治療が必要な場合は、赴任国でも治療継続可能か等も考慮します。

過去に健康上渡航不可となった場合の参考例は以下のとおりですが、応募をお考えの方は、常に自分の健康に関心を持ち、心身の健康につとめていただくようお願いいたします。

### 【過去に健康上渡航不可となった場合の参考例】

1. 心筋梗塞、脳卒中、狭心症、不整脈、特発性心筋症の既往がある場合
2. 心疾患や脳血管疾患危険因子である、喫煙、高度の肥満、高尿酸血症、高血圧、糖尿病、脂質異常症等が複数認められる場合
3. 著しくコントロール不良の高血圧、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドロームを認める場合
4. 抗凝固剤を使用している場合
5. 糖尿病で、インスリン投与している場合、あるいは空腹時血糖やHbA1cが高値の場合
6. 著しい肝機能障害、腎機能障害がある場合
7. 精神科・心療内科疾患の既往がある場合（認知症、アルツハイマー病等を含む）
8. 感覚神経系・骨格系に高度の異常があり、任務遂行に支障がある場合
9. 癌、心不全、呼吸不全、肝硬変などの慢性の重篤な疾患が現在ある場合
10. 一週間毎、一か月毎、三か月毎のように定期的な検査が必要と判断される場合
11. 前立腺特異抗原（PSA）が高値で、経過観察が必要な場合
12. 活動性胃・十二指腸潰瘍や炎症性腸疾患（IBD）を認める場合
13. 特発性血小板減少症等の出血傾向を伴う血液疾患を認める場合
14. 重症睡眠時無呼吸症候群（SAS）を認める場合

以上